

# 習志野市学校運営協議会規則

平成 18 年 6 月 29 日

教委規則第 14 号

(目的)

第 1 条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 47 条の 5 に規定する学校運営協議会(以下「協議会」という。)について必要な事項を定めることを目的とする。

(趣旨)

第 2 条 協議会は、学校運営に関して習志野市教育委員会(以下「教育委員会」という。)及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民の学校運営への参画の促進並びに連携強化を進めることにより、学校と保護者、地域住民等と信頼関係を深め、一体となって学校運営の改善及び児童生徒の健全育成に取り組むものとする。

(指定)

第 3 条 教育委員会は、前条の目的が達成できると認める場合は、協議会を置く学校を指定することができる。

2 教育委員会は、前項の指定を行おうとするときは、指定しようとする学校の校長、保護者及び地域住民の意向を踏まえ、指定を行うものとする。

3 指定の期間は、3 年とし、再指定することができる。

(所掌事項)

第 4 条 前条第 1 項の指定を受けた学校(以下「指定学校」という。)の校長は、次の各号に掲げる事項について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。

(1) 教育課程の編成に関すること。

(2) 学校経営計画に関すること。

(3) 組織編成に関すること。

(4) 予算執行に関すること。

(5) 施設管理及び施設設備等の整備に関すること。

2 指定学校の校長は、前項において承認された基本的な方針に従って学校運営を行うものとする。

(意見の申し出)

第 5 条 協議会は、当該指定学校の運営全般について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べるることができる。

2 協議会は、当該指定学校の職員の採用その他の任用に関する事項について、任命権

者に対して意見を述べることができる。この場合において、当該職員が県費負担教職員であるときは、教育委員会を経由するものとする。

(委員の任命)

第6条 協議会の委員は、15名以内とし、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

- (1) 保護者
- (2) 地域住民
- (3) 当該指定学校の校長
- (4) 当該指定学校の教職員
- (5) 学識経験者
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) その他校長が推薦し教育委員会が適当と認める者

2 委員の辞職等により欠員が生じた場合は、教育委員会は速やかに新たな委員を任命するものとする。

3 委員は、特別職の地方公務員の身分を有する。

(守秘義務等)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項に規定するもののほか、委員は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 委員たるにふさわしくない非行を行うこと。
- (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に利用すること。
- (3) その他協議会及び指定学校の運営に著しく支障をきたす行為を行うこと。

(任期)

第8条 委員の任期は、任命の日から当該年度の末日までとし、再任を妨げない。

2 第6条第2項の規定により新たに任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前2項の規定にかかわらず、指定学校の指定の期間が満了したとき又はその指定が取り消されたときは、委員はその身分を失う。

(報酬)

第9条 委員の報酬は、別に定める。

(会長及び副会長)

第10条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、会議を招集し、議事を掌る。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を行うものとする。

(議事)

第 11 条 協議会は、会長が開催日の 7 日前までに議案を示して招集する。ただし、緊急を要する場合においては、この限りでない。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

4 議決事項について利害を有する委員は、当該議決事項に関して議決権を有しない。

5 会長は、会議録を作成し、保管しなければならない。

(会議の公開)

第 12 条 協議会の会議は、次に掲げる場合を除き公開する。

(1) 当該指定学校の職員の採用その他の任用に関する事項について審議する場合

(2) その他特別の事情により協議会が必要と認めた場合

2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ会長に申し出なければならない。

3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(指導及び助言)

第 13 条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行い、必要に応じて協議会に対して指導及び助言を行うものとする。

2 教育委員会及び当該指定学校の校長は、協議会が適切な合意形成を行えるよう、必要な情報提供に努めなければならない。

(指定の取消し)

第 14 条 教育委員会は、前条第 1 項の指導及び助言にもかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事由が発生した場合は、学校の指定を取り消さなければならない。

(1) 協議会としての活動の実態がないと認められる場合

(2) 協議会としての合意形成が行えないと認められる場合

(3) その他学校の運営に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合

2 指定の取消しに当たっては、教育委員会は事前に校長と連携して協議会に対し必要な指導及び助言を行い、運営改善に努めなければならない。

3 教育委員会は、学校の指定を取り消す場合は、取消事由を明示した書面を交付しなければならない。

(委員の解任)

第 15 条 教育委員会は、本人から辞任の申し出があった場合のほか、次の各号のいずれ

れかにご該当すると認められるときは、委員を解任することができる。

- (1) 第7条に規定する義務に違反したとき。
- (2) 委員が心身の故障のため職務を遂行することができないとき。
- (3) その他解任に相当する事由が認められるとき。

2 校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認められるときは、直ちに教育委員会に報告しなければならない。

3 教育委員会は、委員を解任する場合は、その理由を示さなければならない。

(運営に関する評価と情報提供)

第16条 協議会は、学校の運営状況等について毎年度1回以上の評価を行うものとする。

2 協議会は、保護者、地域住民等に対して、積極的に活動状況を公開するなど情報提供に努めなければならない。

(運営等)

第17条 協議会は、法令及び教育委員会が定める規則並びにその設置目的に反しない範囲において、運営に関し必要な事項を定めることができる。

(委任)

第18条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会教育長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。